

○鏡野町同窓会開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、同窓生の交流の促進と親睦を深めるとともに、併せて本町の移住・定住促進施策等の情報発信及び情報収集を行い、もって移住・定住人口の増加に寄与するため、町内外で開催される同窓会に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において鏡野町同窓会開催支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、鏡野町補助金等交付規則(平成17年鏡野町規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 鏡野町内の小学校、中学校をいう。
- (2) 同窓会 学校の卒業生で開催される親睦会をいう。

(補助要件)

第3条 補助金の交付の対象となる同窓会は、学校を卒業した者により開催する同窓会とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内で開催されるものであること。
- (2) 10名以上の男女混合の出席で開催されるもので、うち町外に住所を有する者、独身者がそれぞれ3割以上出席するものであること。
- (3) 出席者の年齢が開催する年度の末日時点において満20歳以上、35歳以下であること。
- (4) 同窓会の出席者に対して、町が行うアンケート調査、パンフレット等の配布及び情報発信等への協力を承諾すること。
- (5) 特定の候補者、政治団体、宗教団体等の活動又は宣伝、その他社会通念上公金で補助することがふさわしくないものでないもの

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、前条の同窓会を開催するために必要な経費とする。ただし、支出した経費が交付決定額を下回る場合は、支出した金額とする。

- 2 補助金の額は、前条に規定される対象者となる出席者の数に3千円を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。
- 3 町内の店舗等を利用した場合は、前項とは別に1万円を加算する。
- 4 同一の同窓会への補助金の交付は、同一年度に1回限りとする。

(実施期間)

第5条 補助金の対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の1月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする同窓会の代表者(以下「申請者」という。)は、同窓会開催予定日の14日前までに、補助金等交付申請書(規則様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 鏡野町同窓会開催支援事業補助金交付申請内訳書(様式第1号)
 - (2) 収支予算書(様式第2号)
 - (3) 同窓会出席(予定)者名簿(様式第3号)
 - (4) 同窓会を案内したことが確認できる書類(同窓会案内状の写し等)
 - (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合、内容を審査し、適当と認められたときは、当該決定内容を補助金等交付決定通知書(規則様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。

(変更等の承認申請)

第8条 申請者は、補助事業について変更等の承認を受けようとする場合は、規則第6条に定める方法によらなければならない。ただし、事業の目的達成に影響のない軽易な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第9条 申請者は、同窓会が終了したときは、終了の日から14日以内に補助金等実績報告書(規則様式第3号)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 鏡野町同窓会開催支援事業補助金実績報告内訳書(様式第4号)

- (2) 収支決算書(様式第5号)
 - (3) 同窓会出席者名簿(様式第3号を準用)
 - (4) 支出したことが証明できる書類(領収書の写し等)
 - (5) 同窓会の実施状況が確認できる写真(集合写真等)
 - (6) 回収アンケート
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、適当であると認められるときは、補助金の額を確定し、補助金等額の確定通知書(規則様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 前条の規定による通知を受けた申請者は、鏡野町同窓会開催支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。
- (交付決定の取消し)

第12条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、規則第10条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金を受け取ったとき。
- (2) その他町長が補助金の支給を不適切と認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、規則第10条の規定によりその返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)



様式第2号(第6条関係)



様式第3号(第6条関係)



様式第4号(第9条関係)



様式第5号(第9条関係)



様式第6号(第11条関係)

